

大衡村人事行政の運営状況等の公表



○職員給与費の状況(普通会計当初予算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成30年度	77人	255,920千円	33,574千円	99,355千円	388,849千円	5,050千円

(注)「給与費」は平成30年度当初予算額で、特別職に支給される給与、報酬は含みません。「職員手当」には、退職手当を含みません。

○平均給料月額・平均年齢の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	277,900円	317,600円	40歳5月
技能労務職	260,000円	295,000円	49歳0月

(注)「平均給与月額」とは、給料に諸手当(通勤手当、時間外勤務手当等)を加えたもので、期末・勤勉手当、退職手当は含みません。

○職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	大衡村		国	
	大衡村	国	大衡村	国
一般行政職	大学卒	179,200円	179,200円	-
	高校卒	147,100円	147,100円	-
技能労務職	高校卒	144,500円	-	-
	中学卒	128,900円	-	-

○国との給料月額の水準比較(ラスパイレス指数)の状況

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
一般行政職	98.6	90.5	91.9	92.7	93.8

(注)ラスパイレス指数は、国家公務員の給料を100とした場合の村職員の給与水準を示したものです。

○一般行政職の級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
標準的な職務内容(具体的な職名)	主事	主任	係長	課長補佐	課長	課長		
職員数	20人	4人	18人	10人	10人	1人	63人	
構成比	31.7%	6.3%	28.6%	15.9%	15.9%	1.6%	100%	
参考構成比	1年前	29.7%	7.8%	31.2%	17.2%	12.5%	1.6%	100%

(注)大衡村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。福祉職、企業職、税務職等を除きます。

○特別職の報酬等の状況(平成29年度)

区分	給料・報酬月額	期末手当	その他の手当
村長	給料 763,000円	6月 1.55月	通勤手当
副村長	// 587,000円	12月 1.75月	
教育長	// 502,000円	合計 3.30月	
議長	報酬 267,000円	6月 1.55月	なし
副議長	// 217,000円	12月 1.75月	
議員	// 204,000円	合計 3.30月	



地方公務員法第58条の2第3項の規定により、村の職員の任用、給与等人事行政の運営状況についてお知らせします。

紙面の関係上、一部省略して掲載します。全体については、役場前掲示板と村ホームページに掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先 総務課 ☎345-5111

◆職員の任免及び職員数に関する状況

○採用試験の実施状況 平成29年度職員採用試験 (平成29年4月1日～平成30年3月31日) (単位:人)

職種	受験者	合格者
初級・行政	15	3
計	15	3

○職員採用の状況 (平成29年4月1日～平成30年3月31日) (単位:人)

職種	採用者
初級・行政	5
計	5

○職員の退職の状況 (平成29年4月1日～平成30年3月31日) (単位:人)

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	計
村長部局	1	0	0	1
教育委員会部局	1	0	0	1
水道事業の企業職員	0	0	0	0
計	2	0	0	2

○部門別職員数の状況 (各年4月1日現在) (単位:人)

部門	区分	職員数		差引
		平成29年	平成30年	
一般行政	議会	3	3	0
	総務	22	24	2
	税務	7	8	1
	民生	4	6	2
	衛生	8	7	△1
	農林水産	6	6	0
	商工	4	4	0
	土木	8	8	0
計	62	66	4	
教育		13	13	0
公営企業等	水道	2	2	0
	下水道	1	1	0
	その他	6	5	△1
計	9	8	△1	
合計		84	87	3

※職員数は一般職員に属する職員数であり、休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いています。



◆職員の給与の状況

○人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(H30年3月末現在)	歳出総額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)×100
平成29年度	5,833人	4,696,579千円	165,199千円	624,147千円	13.29%

※普通会計とは、一般的な行政内容を表している会計です。行財政の内容などを他の自治体と比較する上で用いられています。
 なお、本村の場合には、水道、国保、下水道、介護、戸別合併浄化槽などの会計がありますが、これらの会計は普通会計には属しません。
 ※人件費は、一般職、特別職の職員に支給された給与、退職手当、共済負担金、災害補償などの総額をいいます。
 ※実質収支は、当該年度における剰余金です。